

**地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務委託
企画提案コンペ参加仕様書**

1 委託業務の目的

人口減少や高齢化の進行による公共交通の利用者の減少、長期化する燃料価格高騰、深刻化する運転士不足などにより、地域公共交通は厳しい状況に置かれている。高齢者による交通事故が社会問題化している中、県内各地に多く存在する交通不便地域において、高齢者は買い物や通院などの日常生活のために自家用車を使用せざるを得ず、移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

県では、令和6年度に、市町における新たな移動サービスの導入と定着を図るため、移動ニーズの把握や人口・面積等に基づく地域の類型化、移動手段の類型化を行うとともに、各類型の課題と対応事例をとりまとめ、「市町における移動サービス導入にあたっての手引き」を作成している。この取組の中で、県内各地域で実施した地域座談会において、高齢者から免許返納に対する意見を聞きとったところ、特に過疎地型に類型される市町の課題として、ドアツードアの移動サービスが求められていることが明らかになった。

そうした状況をふまえ、高齢運転者による交通事故の防止に向けて、高齢者が免許を返納しやすい環境整備を進めるためには、地域の多様なニーズに応じたドアツードア輸送の提供が可能な公共交通機関であるタクシーを活用した地域内交通の充実が重要となる。

一方で、将来的なタクシー運転士の不足をふまえると、一般ドライバーを活用した公共ライドシェア（道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条に基づく自家用有償旅客運送のうち、交通空白地有償運送をいう。以下同じ。）は、交通不便地域における持続可能な移動手段となる。

公共ライドシェアについて、国では、交通事業者と運行管理等の協力を得る事業者協力型の運用改善を図るとともに、タクシーが優先的に配車され、公共ライドシェアがタクシーを補完する「タクシーとの共同運営」の仕組みを創設したところであり、こうした交通事業者と連携した公共ライドシェアが一層浸透するよう、県として、市町や住民と交通事業者がウィン・ウィンとなる新たなモデルの構築に取り組む必要がある。

本業務では、ドアツードア移動サービス（不定期で自宅等から目的地（エリア内）を運行（区域運行）する乗合型のデマンドタクシー等を含む。以下同じ。）の市町へのさらなる導入・定着に向けて、今後の県の施策に活かすため、タクシー事業者等の実情を把握するとともに、市町による公共ライドシェアの導入にあたって参考となるよう、交通事業者と連携した公共ライドシェアの導入事例を整理した上で、市町や住民と交通事業者がウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの新たなモデルの検討を行う。

2 企画提案コンペを行う目的

本業務を行う事業者には、地域におけるタクシー等の実情を把握するため、アンケート調査やヒアリング調査を行うとともに、交通事業者と連携した公共ライドシェアの県内外の導入事例の整理や交通事業者とウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの新たなモデルの検討を行った上で、地域の実情に応じたドアツードア移動サービスとして公共ライドシェアがタクシーを補完する複数のモデル事例をまとめるなど、地域内交通に関する専門知識・技術が必要であり、価格だけで決定できるものではなく、広く企画を募り競わせた最良の企画を採用する必要があるため、企画提案コンペを実施する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務名

地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務委託

(2) 業務内容

別添資料「地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づくこと

(3) 委託上限金額

4, 6 8 1, 3 5 3 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。なお、(1) 及び (2) の条件については、企画提案コンペ参加資格確認申請書により確認し、(3) から (5) までの条件については、最優秀提案者決定後、「8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容」により確認する。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペ参加申込

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、「16 担当部局」あてに企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出すること。また、必要がある場合は、委任状（第2号様式）1部をあわせて提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月6日（水）必着

(2) 提出方法

「16 担当部局」へ持参または郵便、民間事業者による信書便により提出すること（電子メール及びFAXでの提出は受け付けない。）。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の受理確認を行うこと。

(3) 参加資格確認結果

令和7年8月20日（水）までに電子メールまたはFAXにて通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

この参加仕様書及び別添の仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「地域の実情に応じたドアツードアの移動手段の確保に向けた調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類選考及びプレゼンテーション（ヒアリング）を実施し、最優秀提案を選定する。

（１）企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

①質問の受付期間

令和 7 年 7 月 2 9 日（火） 1 7 時まで（必着）

②質問の提出

企画提案コンペに関する質問は、「16 担当部局」あてに、質問申請書（第 3 号様式）を電子メールにより提出すること。電子メールの送信後、必ず電話にて着信の確認を行うこと。

③質問に対する回答

令和 7 年 7 月 3 1 日（木）までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載する。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページを確認すること。

（２）企画提案資料の提出

①提出期限

令和 7 年 8 月 2 7 日（水） 1 7 時必着

②提出場所

「16 担当部局」

③提出方法

上記提出場所に持参、郵便または民間事業者による信書便によるものとする（電子メール及び F A X での提出は受け付けない。）。また、企画提案資料の提出は、1 事業者につき 1 件までとする。

なお、郵便等により提出する場合は、提出期限までに電話にて「16 担当部局」に書類の到達の確認を行うこと。

（３）提出を求める企画提案資料の内容

①企画提案書（任意様式） 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

規格は日本産業規格の A 4 判（A 3 版による折り込み可）、両面印刷、長辺とじ、文字サイズ 1 2 ポイント以上とすること。

企画提案書には下記を含めて、できる限り具体的な提案内容を記載すること。

ア タクシー事業者等へのアンケート調査やヒアリング調査の内容（案）

イ 交通事業者と連携した公共ライドシェアの県内外の導入事例の整理や交通事業者とウィン・ウィンとなる公共ライドシェアの新たなモデルの検討に必要と考えられる条件や作業、進め方

ウ 上記ア、イ等をふまえ、地域の実情に応じたドアツードア移動サービスとして公共ライドシェアがタクシーを補完する複数のモデル事例をまとめ、市町が公共ライドシェアを導入する際の参考となるよう作成する報告書の構成（案）

エ 業務の実施体制

- ・実務責任者、担当者の部署名、役職、氏名
- ・業務に関連するその他の組織等との連携体制
- ・当該業務を円滑に推進するための具体的スケジュール

オ 過去実績

過去に実施した調査業務等の類似業務の実績

カ その他の提案

その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、追加提案があれば記載すること。

②見積書（任意様式） 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

ア 見積り価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望金額に 110 分の 100 を掛けた額）とすること。また、積算根拠が分かる内訳書を添付すること。

イ 記載様式は特に定めないが、積算の内訳については、大きく分類して「一式」と見積もるのではなく、費用の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③提案事業者の概要書 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む。）、沿革等を簡潔に記載すること。

④参考資料 9 部（正本 1 部、写し 8 部）

その他、企画提案に関する有効な資料

⑤共同事業体協定書兼委任状（第 4 号様式）

※共同体等、複数社から成る組織による参加の場合

（4）書面審査の実施

提出された企画提案資料の書面審査を行う。書面審査の結果については、令和 7 年 8 月 29 日（金）に電子メールにて通知する。なお、申込数が 10 件に満たない場合は、書面審査を省略するものとする。

（5）プレゼンテーション（ヒアリング）審査の実施

①開催日時

令和 7 年 9 月 5 日（金）（予定）

②開催場所

三重県津市広明町 13 番地 三重県庁内会議室

③審査結果の通知

審査結果は、選定後速やかに参加者に通知するとともに、三重県のホームページにて公表する。

④その他

ア 説明は提出いただいた企画提案書及び見積書によるものとする。

なお、スライド映写は使用できないものとする。

イ プレゼンテーションの要否及び日時・方法は、令和 7 年 9 月 3 日（水）までに企画提案資料記載の連絡先に電子メール等にて連絡する。

ウ プレゼンテーションの開催日時は、応募件数等の事情により変更になる場合がある。

エ 提案が多数の場合、選定委員会で事前に書類選考を行い、優良提案を5者程度選定したうえで、当該優良提案者のみによるプレゼンテーションを実施する場合がある。

(6) 業務委託契約の締結

下記8による資格確認後、最優秀提案者と業務委託契約を締結する。

7 最優秀提案を選定するための評価基準

以下の項目等により、企画提案資料を総合的に評価して選定する。

(1) 業務遂行性（比重配点×2）

- ・限られた期間内で迅速かつ的確な対応が可能な体制をとることができるか。
- ・タクシー事業者と連携を図ることができる体制となっているか。
- ・提案内容は実施可能な内容で、スケジュールは具体的か。

(2) 合目的性

- ・仕様書で提示した内容を理解し、委託の目的にあった内容になっているか。

(3) 有効性（比重配点×2）

- ・提案内容は目標を達成するために効果的であるか。
- ・本県のタクシー事業者や市町の取組における現状や課題などを適切に捉えることができる提案となっているか。
- ・地域の実情に応じた効果的な公共ライドシェアモデル事例の提示が期待できる提案となっているか。

(4) 専門性

- ・同様（類似）の調査経験があるか。
- ・過去の経験を生かす工夫がされているか。

(5) 経済性

- ・積算内容が明記されており、妥当な価格であるか。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (3) 契約実績証明書（第5号様式）

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績があれば記載すること。契約実績がない場合も「該当なし」と記入して提出すること。

9 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 提案者が本企画提案コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申込みや提案などの不正行為があったとき。

- (5) 見積書の金額または重要な文字を訂正したとき。
- (6) 提出書類が提出締切を超えて提出されたとき。
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除するものとする。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書（第5号様式）を提出いただく場合がある。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数が生じたときは切り捨て）とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。
- (4) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期
委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによる。
- (5) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約は、三重県地域連携・交通部交通政策課において行う。

11 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、業務受託者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 業務受託者は、業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 業務委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、業務委託者と協議を行うこと。
- (2) 業務受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

14 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、「16 担当部局」の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではない。
- (2) 提案に必要な費用は、各提案者の負担とする。
- (3) 成果物の著作権は、三重県に帰属するものとする。
- (4) 提出のあった各提案書は、返還しないこととする。
- (5) 提出された提案書は、「三重県情報公開条例」に基づき、情報公開の対象となる。
- (6) その他必要な事項は、規則の規定によるものとする。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

業務受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

16 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携・交通部交通政策課地域交通班 高羅、荒木

電話：059-224-2638

FAX：059-224-2219

Email：kotsu@pref.mie.lg.jp